

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 5 年 5 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 5 月 1 0 日 (水曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 仮議席の指定について
日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙について
日程第 3 会議録署名議員の指名について
日程第 4 選挙第 2 号 副議長の選挙について
日程第 5 会議案第 1 号 議席の指定について
日程第 6 選任第 1 号 常任委員の選任について
日程第 7 選任第 2 号 議会運営委員の選任について
日程第 8 選挙第 3 号 西胆振行政事務組合議会議員の選挙について
日程第 9 選挙第 4 号 西いぶり広域連合議会議員の選挙について
日程第 10 諸般の報告について
日程第 11 行政報告について
日程第 12 報告第 1 号 専決処分の報告について
(洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例)
日程第 13 報告第 2 号 専決処分の報告について
(洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 14 報告第 3 号 専決処分の報告について
(令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 1 0 号))
日程第 15 同意第 1 号 監査委員の選任について
日程第 16 議案第 1 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 1 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 1 6 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	1 0 番	石 川 諭 君
1 1 番	板 垣 正 人 君	1 2 番	大 西 智 君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経済部長	若 木 渉 君
洞爺総合 支 所 長	佐 野 大 次 君	経 済 部 長 経 次 長	原 信 也 君
総務課長	野 呂 圭 一 君	企画防災 課 長	佐々木 勉 君
税務財政 課 長	藤 岡 孝 弘 君	住民課長	後 藤 和 郎 君
健康福祉 課 長	高 橋 憲 史 君	健康福祉 センター長	末 永 弘 幸 君
観光振興 課長兼ジ オパーク 推進課長	田 仁 孝 志 君	建設課長	篠 原 哲 也 君
環境課長	仙 波 貴 樹 君	上下水道 課 長	細 江 幸 恵 君
庶務課長	兼 村 憲 三 君	農業振興 課 長	片 岸 昭 弘 君
洞爺湖温 泉支所長	金 子 信 之 君	会 計 者 管 理 者	金 子 真 優 美 君
教 育 長	渋 川 賢 一 君	管理課長	高 橋 謙 介 君
社会教育 課 参 事	角 田 隆 志 君	社会教育 課 長	原 美 夏 君
代表監査 委 員	山 口 芳 行 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐 藤 久 志

書 記 阿 部 は る か

庶 務 係 木 村 暁 美

◎臨時議長の選出

○議会事務局長（佐藤久志君） おはようございます。

本会議は、一般選挙後、初めての会議でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席委員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の議員は、越前谷議員でございます。臨時議長の職務を行っていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔臨時議長 登壇〕

◎開会の宣告

○臨時議長（越前谷邦夫君） ただいま紹介されました越前谷でございます。

議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまから、洞爺湖町議会令和5年5月会議を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○臨時議長（越前谷邦夫君） 洞爺湖町議会令和5年5月会議の招集に当たって、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（下道英明君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和5年洞爺湖町議会5月会議を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。洞爺湖町議会議員選挙後、初めて、議員各位をお迎えしての会議の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る4月23日執行の洞爺湖町議会議員選挙において、町民の皆様の大きな期待を担われ、めでたく当選されましたこと、心からお喜び申し上げます。

今回の選挙で再選された議員の皆様、そして初めて当選された議員の皆様、それぞれのお立場で思いを新たに選挙後初の会議に臨まれていることと存じます。洞爺湖町の発展・充実に向けて、今後の皆様方のますますのご活躍を心からお祈り申し上げます。

さて、先般5月8日から新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが季節インフルエンザなどと同様の5類に移行されました。このことにより、観光を通じた国内外の交流、人流の流れが活発化し、地域経済、経済状況の改善が期待されるところでございます。

本町におきましても、ポストコロナ、アフターコロナを見据えながら、新たな施策を検討・実施をしてまいりたいと存じます。さらには、第2期洞爺湖町まちづくり総合計画の実現に向け、町政運営を進めてまいります。子育て支援を軸に、少子化・人口減少問題への対応、農業・水産業・観光業を含む商工業・医療・福祉分野への効果的な施策によるにぎわい

の創出、定住交流人口の拡大、虻田地区・温泉地区・洞爺地区3区の特性に合った振興策の充実など、洞爺湖町を取り巻く状況、課題を認識しているところでございます。

この問題解決に向け、議員の皆様には地方自治を担う両輪として、お互いに切磋琢磨し協力し合い、洞爺湖町の明るく元気なまちづくりに向け、ともに進んでまいりたいと思っております。

改めまして、町政運営にご理解とご協力、ご指導賜りますようお願い申し上げ、初会議冒頭のご挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○臨時議長（越前谷邦夫君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議員・管理職の挨拶

○臨時議長（越前谷邦夫君） 本日は改選後の初議会でありますので、議員と町側の皆さんにそれぞれ自己紹介をお願いをしたいと思います。

まず初めに、仮議席1番議員から、順次お願いいたします。

1番議員。

○大屋 治君 おはようございます。

今、議長のほうから1番目でご挨拶するということでございますので、簡単でございますが申し上げます。

私、5年前に補欠選挙でこの場に立たせていただきながら、今日まで5年余り過ごさせていただきましたけれども、いまだに右左もわからない議員でございますので、どうぞ今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。また、今、町長のほうからお話しありましたように、町政と議員との関係の中で町民の橋渡しとして頑張ってまいりたいと思っておりますし、町民の皆様の幸せ、健康づくり、それから進展のために努力していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○石川邦子君 石川邦子でございます。

こうして、皆様方の前でご挨拶できますこと、大変うれしく思っております。私は今の時代に合った新しい考え方や新しいことを取り入れること、まちづくりに大変重要なことだと思っております。また、今回、若い世代の方が立候補されましたこと、洞爺湖町議会において、女性の比率が30%を超えたこと、このことは大変喜ばしいことだと思っております。片方の性別に偏らない男女共同参画の意識、しっかりと洞爺湖町議会も取り組んでいかなければならないと思っております。2期目でございます。自分なりにしっかりとバージョンアップを図って頑張ってまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○小林真奈美君 おはようございます。

日本共産党会派の小林真奈美です。

今回の選挙で議会に置かせていただきました。町民の本当に福祉の増進のために、私が町民の声をこの議会に届けたいと思っています。

皆様からいろいろなことをお聞きしながら、議員として力を尽くしていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。（拍手）

○大久保富士子君 おはようございます。大久保富士子でございます。

住民の皆様のおかげで、2期目の挑戦をさせていただき、この場に立つことができました。大変に感謝しております。ありがとうございます。

私、今回の選挙で洞爺湖町に住む皆さんが楽しく暮らせるような地域を作っていきたいというテーマで戦わせていただきました。それで、私も皆様とともに住民相談をいっぱい受けながら、それに徹してそしてその声を、声なき声を町に届けていきたいなと、こういうふうに活動してまいりたいと決意しているところでございます。

今後も皆様にご指導いただきながら頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○五十嵐篤雄君 五十嵐篤雄と申します。

行政は行政の立場で、そして議員は議員の立場で、それぞれの役割を担った中で、町の発展、そして町民の皆様の福祉、生活の向上に全力で努めてまいりたいと、このように思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○千葉 薫君 千葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回7期目ということで、いろいろな勉強をさせていただきながら、皆様ともども、この行政、議会に携わってまいりました。今回、活気あるまちづくり、笑顔あふれるまちづくりということで、こんなテーマを持って、選挙活動をさせていただいたところでございます。少しでもそれに近づくように、皆さんとともに頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○板垣正人君 おはようございます。

板垣正人でございます。私も千葉議員と同様7期目になります。思い出せば41歳で初めて議員にならせていただいて、今65歳で年金をもらえる年になりました。だけれども、これからまた、新たな気持ちでまた7期目を頑張っていきたいと思っておりますし、また、本当に町民の皆様、安心して安全な町ということで、住んでよかったなという町をつくっていきたいと思っております。それも、皆様行政側の人方の力を借りながら、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

○大西 智君 皆さん、おはようございます。

大西智です。今回、4期目になります。初心に戻って、町民と行政と関わり合いを深く持って、まちづくりに何とか議員としての一役になればいいかなと、このように思っております。どうか、よろしくお願いいたします。（拍手）

○今野幸子君 共産党の今野幸子です。

補欠を入れて3期目の当選となりました。本当に住民の方、また皆さん方に応援していただいたことは、とてもうれしく思っています。補欠のときからやはり一貫して、住民の声を市政に届ける。そして、住民の方が住みよい市政、これはもう手を組めるところはどこでも手を組んで一緒にやっていきたいな、そういうふうに考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○室田崇行君　こんにちは。室田崇行と申します。

ついこの間までは、地域おこし協力隊として地域の皆様と活動してまいりました。これからは議員として、地域の皆様の声を聞き、お年寄りから子どもまで、皆さんで支え合えるまちづくりを町民の皆様の声を聞いて、活動してまいりたいと思います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。（拍手）

○石川　諭君　おはようございます。

私、幸福実現党の石川諭と申します。幸福実現党で初めて洞爺湖町の議会議員になりました。私は、宗教に対する偏見、それから間違った考え方、そういうものがあって、決して宗教は悪いものではないということを皆さんにご理解いただきながら、そして社会のために洞爺湖町の発展のために努力してまいりたいと思っております。

今後とも、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

○臨時議長（越前谷邦夫君）　最後になりました、越前谷でございます。

10期目の節目の当選とさせていただきました。有権者の方々に心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

今、人生100年の時代であるわけであります。常に寄り添いながら、共生できる社会というものを目指していかなければならない。健常者も障害者も、いつでも公平・平等に生活できるような弱者に優しいまちづくりを目指して、頑張っていく所存でございますので、行政側の皆様方は切磋琢磨の中で前進されるよう努力させていただきます。以上でございます。

（拍手）

それでは、次に町側の皆さん。副町長からお願いします。

○副町長（八反田　稔君）　おはようございます。

4月1日付で副町長を拝命した八反田でございます。

まずもって、このたびの町議会議員選挙で皆さん当選されました。誠におめでとうございます。

4月からこちらの席へ戻ってきて1か月经ちますが、やはり、この副町長の職責の重さを日々感じているところでございます。私は若干お時間いただきますと、3年前に定年退職を迎えて、仲間が再任用で残る中、私だけが商工会のほうで縁あって仕事をさせていただいておりました。そんな中で、このたび、副町長というお話を下道町長からいただきまして、本当に悩みました。時間もいただきました。

最後には、この町で生まれ育って、ここで仕事をさせていただいたことに対する地元に対する気持ちが強かったことから、この仕事を受けさせていただくこととしました。本当に微

力ながら恩返しできるかなというふうに悩んだところもありましたけれども、そういう思いで就任させていただきました。これから下道町長の補佐役として、職員と一緒に一丸となってこの行政を前に進めていきたいと、そのように強く思っているところでございます。

議員各位の皆様、ご支援、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○教育長（渋川賢一君） 教育長の渋川でございます。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○総務部長（高橋秀明君） 総務部長の高橋でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。（拍手）

○経済部長（若木 渉君） 経済部長の若木でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○洞爺総合支所長（佐野大次君） 洞爺総合支所の支所長の佐野でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○経済部次長（原 信也君） 4月1日付で経済部次長を拝命いたしました、原でございます。

次長のほかに、産業振興課長、そして新型コロナウイルス特別対策室長も兼務しております。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○総務課長（野呂圭一君） 総務課長の野呂です。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○企画防災課長（佐々木 勉君） 企画防災課長、危機管理室長を兼務しております、佐々木と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 税務財政課長の藤岡でございます。

よろしくお願いいたします。（拍手）

○庶務課長（兼村憲三君） おはようございます。庶務課長の兼村と申します。

よろしくお願いいたします。（拍手）

○住民課長（後藤和郎君） 住民課長の後藤でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○健康福祉課長（高橋憲史君） 健康福祉課長の高橋でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。（拍手）

○農業振興課長（片岸昭弘君） 農業振興課長の片岸です。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○健康福祉センター長（末永弘幸君） 健康福祉センター長の末永と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○会計管理者（金子真優美君） 会計管理者の金子と申します。

よろしくお願いいたします。（拍手）

○観光振興課長兼ジオパーク推進課長（田仁孝志君） 観光振興課長、それからジオパーク推進課長の田仁と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○管理課長（高橋謙介君） 教育委員会管理課長の高橋です。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○社会教育課長（原 美夏君） 教育委員会社会教育課長の原です。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○建設課長（篠原哲也君） 建設課長の篠原です。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○環境課長（仙波貴樹君） 環境課長の仙波と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○社会教育課参事（角田隆志君） 社会教育課参事の角田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○上下水道課長（細江幸恵君） 4月1日付で上下水道課長を拝命いたしました細江でございます。

職責を果たすべく努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○洞爺湖温泉支所長（金子信之君） 洞爺湖温泉支所長の金子と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○臨時議長（越前谷邦夫君） それでは続いて、代表監査委員の自己紹介をお願いします。

○代表監査委員（山口芳行君） 監査委員を務めさせていただいております、山口芳行と申します。

どうか、皆様方からのご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○臨時議長（越前谷邦夫君） 事務局は省略をいたします。ありがとうございました。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（越前谷邦夫君） それでは日程第1、仮議席の指定をお願いします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指名いたします。

◎選挙第1号の上程、選挙、当選の告知

○臨時議長（越前谷邦夫君） 日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

この選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（越前谷邦夫君） ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第27条の規定により、立会人は仮議席1番大屋議員、2番石川邦子議員の2名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（越前谷邦夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（越前谷邦夫君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（越前谷邦夫君） 異状なしと認めます。

確認のために申し上げます。投票は単記無記名投票であります。

他事記載は無効となります。自席で投票用紙に、被選挙人の指名を記載の上、点呼により順次投票願います。

点呼を命じます。職員が仮議席順に氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

それでは、よろしくお願いします。

〔職員点呼、投票〕

○臨時議長（越前谷邦夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（越前谷邦夫君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。立会人の大屋議員、石川邦子議員の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（越前谷邦夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数は12票で、出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 12票

無効投票 ゼロ

であります。

有効投票のうち、

大西議員 11票

越前谷議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、大西議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（越前谷邦夫君） ただいま議長に当選されました大西議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

議長に当選されました大西議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長（大西 智君） ただいま、議長に選任されました大西でございます。

改めて、責任の重さを感じているところでございます。これから任期中、議員各位、そして行政の方々と、しっかりと議会運営に努めてまいりたいと思います。

皆様のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、一言ご挨拶に代えさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。（拍手）

○臨時議長（越前谷邦夫君） これで、臨時議長の職務は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

大西議長、議長席にお着き願います。

〔議長着席〕

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1番大屋議員、2番石川邦子議員を指名いたします。

また、会派代表者会議にて、会議日数を本日1日と予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎選挙第2号の上程、選挙、当選の告知

○議長（大西 智君） 引き続き、会議を進行いたします。

日程第4、選挙第2号副議長の選挙を行います。

この選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大西 智君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。立会人は3番小林議員、4番大久保議員の2名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大西 智君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大西 智君） 異状なしと認めます。

確認のために申し上げます。投票は単記無記名投票であります。

ほかの記載は無効となります。自席で投票用紙に、被選挙人の指名を記載の上、点呼によ

り順次投票をお願いします。

点呼を命じます。職員が仮議席順に氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔職員点呼、投票〕

○議長（大西 智君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。立会人、小林議員、大久保議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大西 智君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票で、出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 12票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち、

板垣議員 9 票

五十嵐議員 1 票

今野議員 1 票

越前谷議員 1 票

であります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、板垣議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大西 智君） ただいま副議長に当選されました板垣議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました板垣議員から発言を求められておりますので、これを許します。

板垣副議長。

○副議長（板垣正人君） ただいま、令和5年5月会議において、洞爺湖町議会の副議長として、皆様のご推挙いただきました板垣正人でございます。

これからも大西議長を支えながら議会運営等、スムーズにいくような議会運営をしたいと思っていますし、また、うちの町としても、いろいろな問題が山積しております。コロナ問題から始まって、人口減少とか、また、これから来るであろうという災害対策と、いっぱいありますので、その山積の問題一つ一つを行政が、下道町長と両輪で、町民の皆様、本当に安心して安全で暮らせるようなまちづくりを目指していきたいと思いますので、皆様のご協力も、どうかよろしくをお願いします。ありがとうございます。

○議長（大西 智君） ここで休憩いたします。

再開は、11時15分いたします。

議員は第2委員会室にお集まりいただきたいと思います。

（午前10時47分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時24分）

◎会議案第1号の上程、指定

○議長（大西 智君） 日程第5、会議案第1号議席の指定を行います。

議席は、議長において指定いたします。

各議員の議席番号は、お手元に配付のとおりであります。

別表議席表のとおり、議席表を指定いたします。

議席が決まりましたので、指定した議席に氏名標を持って移動をお願いします。

〔各議員、議席着席〕

◎選任第1号の上程、選任

○議長（大西 智君） 日程第6、選任第1号常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長により選任したいと思います。

お手元に、各常任委員会委員の名簿を配付しております。ごらんをいただきたいと思います。

お諮りいたします。

お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、私は総務常任委員会に所属することになっていますが、議長は各常任委員会に出席できますので、常任委員の辞任をしたいと思います。

これをお諮りするに当たり、議長は除斥の対象となりますので、副議長と交代をいたします。

副議長、お願いいたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（板垣正人君） それでは、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

ただいま総務常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出があ

ります。議長は、その職責上、どの委員会にも出席できる権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会の委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、辞任を申し出たものであります。

お諮りします。

議長の総務常任委員の辞任について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（板垣正人君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。それでは議長と交代いたします。

〔副議長戻席、議長着席〕

○議長（大西 智君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩中に各常任委員会は委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

（午前 11 時 30 分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前 11 時 47 分）

○議長（大西 智君） 休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元にまいりましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会

委員長、五十嵐議員。副委員長、室田議員。

経済常任委員会

委員長、石川邦子議員。副委員長、大屋議員。

議会広報常任委員会

委員長、大久保議員。副委員長、今野議員。

以上のとおり、決定されました。

ここで、昼食休憩といたします。

再開を午後 1 時といたします。

（午前 11 時 48 分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。午前に引き続き、会議を続けます。

（午後 1 時 00 分）

◎選任第 2 号の上程、選任

○議長（大西 智君） 日程第 7、選任第 2 号議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長により選任いたしたいと思います。

お手元に、議会運営委員会の名簿を配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

お諮りいたします。

お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員についてはお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩中に、議会運営委員会は委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

（午後 1時01分）

○議長（大西 智君） それでは、会議を再開いたします。

（午後 1時08分）

○議長（大西 智君） 休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りましたので、報告いたします。

委員長には千葉議員、副委員長には小林議員と決定いたしました。

◎選挙第3号の上程、選挙、当選の告知

○議長（大西 智君） 日程第8、選挙第3号西胆振行政事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、投票によって行います。

なお、西胆振行政事務組合の規定により、2名を選出することになりますが、公職選挙法第46条の規定が適用されることとなり、1名ずつ選挙することになります。

したがいまして、まず2人のうち1人目の選挙を行います。

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大西 智君） ただいまの出席議員数は12名であります。

立会人を指名いたします。

会議規則第29条の規定により、立会人には石川邦子議員、小林議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大西 智君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大西 智君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼により順次投票を願います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

〔職員点呼、投票〕

○議長（大西 智君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。石川邦子議員、小林議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大西 智君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票で、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 12票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち、

石川邦子議員 6票

大屋議員 3票

板垣議員 1票

小林議員 1票

今野議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、石川邦子議員が1人目の西胆振行政事務組合議会議員に当選されました。

次に、2人目の西胆振行政事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙も投票で行います。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大西 智君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大西 智君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼により順次投票をお願いします。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔職員点呼、投票〕

○議長（大西 智君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。1番石川邦子議員、2番小林議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大西 智君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票で、出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 12票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち、

大屋議員 10票

小林議員 1票

今野議員 1票

○議長（大西 智君） 以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、大屋議員が2人目の西胆振行政事務組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大西 智君） ただいま、西胆振行政事務組合議会議員に当選されました石川邦子議員、大屋議員が議場におられますので、会議規則第28条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第4号の上程、選挙、当選の告知

○議長（大西 智君） 続きまして、日程第9、選挙第4号西いぶり広域連合議会議員選挙を行います。

この選挙は、投票で行います。

なお、西いぶり広域連合の規定により、2名を選出することになりますが、公職選挙法第

46条の規定が適用となり、1名ずつ選挙することとなります。

したがって、まず2人のうち1人目の選挙を行います。

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大西 智君） ただいまの出席議員数は12名であります。

立会人を指名いたします。

会議規則第27条の規定により、立会人には3番千葉議員、4番五十嵐議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大西 智君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大西 智君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼により順次投票を願います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

〔職員点呼、投票〕

○議長（大西 智君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。3番千葉議員、4番五十嵐議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大西 智君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票で、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 12票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち、

板垣議員 7票

五十嵐議員 3票

小林議員 1票

今野議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。

したがって、板垣議員が 1 人目の西いぶり広域連合議会議員に当選されました。

次に、2 人目の西いぶり広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙も投票で行います。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大西 智君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大西 智君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼により順次投票を願います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

〔職員点呼、投票〕

○議長（大西 智君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。立会人の 3 番千葉議員、4 番五十嵐議員の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（大西 智君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票で、出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 12票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち、

五十嵐議員 10票

小林議員 1 票

今野議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。

したがって、五十嵐議員が２人目の西いぶり広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大西 智君） ただいま、西いぶり広域連合議会議員に当選されました板垣議員、五十嵐議員が議場におられますので、会議規則第28条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第10、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで休憩といたします。

再開を午後２時といたします。

（午後 １時４７分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。休憩前に引き続き、会議を続けます。

（午後 ２時００分）

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第11、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに町長の行政報告を許します。

下道町長。

○町長（下道英明君） 洞爺湖町議会令和５年５月会議、町長行政報告を読み上げて、ご報告をさせていただきます。

１ ページ目をご参照ください。

１、寄附について。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に沿うようありがたく受納いたしました。

１、金員の寄附。

ア、旭川市４条西２丁目２番２号、アライ地所株式会社、取締役社長荒井保明氏でございます。金額40万円。環境保全活動支援資金として。

イ、洞爺湖町旭町30番地12、笠井誠氏でございます。金額２万円。教育のため。

（２）でございます。金員の寄附。ふるさと納税寄附金として、個人、匿名を含めまして407件でございます。総額876万1,000円。

（３）でございます。金員の寄附、企業版ふるさと納税寄附金として。札幌市中央区北４条西１丁目３番、ホクレン農業協同組合連合会、代表理事会長篠原末治でございます。金額

は100万円でございます。

累計4件、匿名を含めまして総額1,750万円でございます。

2でございます。各種事務事業の取組状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読は省略いたします。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で町長の行政報告を終わります。

次に教育長の行政報告を許します。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

1 ページ目をおめくりください。

一つ目、寄附についてであります。

このたび、次の方より寄附の申し出があり、ご厚志に沿うようありがたく受納いたしました。

（1）金員の寄附。バスケットボールクラブTKC代表今野満寿喜氏。金額2万円。洞爺中学校の運営費として。

（2）物品の寄附。匿名の方より新品のこいのぼり一式。

二つ目でございます。

（仮称）あぶた保育所複合化施設説明会等の開催についてであります。去る3月22日水曜日、洞爺湖町役場防災研修ホールを会場に、全町民を対象に本町保育所と入江保育所の統合複合化に向けた説明会を開催いたしました。説明会には18名の参加があり、教育委員会からの複合化の必要性や複合化したほうがよい施設の例、建設に当たり、現在の地域交流センターを解体する必要があるなどの説明を行った後、意見交換を行いました。また、4月12日水曜、13日木曜、18日火曜及び19日水曜日には、各保育所で開催される保護者総会の場にて、同様の意見交換を行っており、56名の参加がありました。今後につきましては、さまざまな機会を利用し、保護者や保育士、地域などと意見交換を行い、利用しやすい施設の建設に向け取り組んでいくこととしております。

三つ目は、これからの高校づくりに関する指針の改定についてであります。

令和5年3月、北海道教育委員会は、これからの高校づくりに関する指針を改定し、これからの高校づくりに当っての基本的な考え方と具体的な施策が示されました。内容に当たっては、地域とつながった高校づくりとして、コミュニティ・スクールの導入や遠隔授業配信センター（T－b a s e）の充実などが示されたほか、令和8年度以降の公立高等学校配置計画の基本的な考え方が示され、虻田高校を含む地域連携校は、第1学年の在籍者数が20人未満となっても、北海道教育委員会が所在市町村をはじめとした地域と連携し、高校の魅力化や入学者確保に取り組む集中取組期間を設けて、その間は再編整備を留保することが示されたところであります。

四つ目は、「TOYAKO縄文ガイドの会」設立総会の開催についてであります。

世界文化遺産、北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産である入江・高砂貝塚の魅力や価値を伝える「TOYAKO縄文ガイドの会」の設立総会が3月26日に開催されました。昨年から団体等へのガイドを担っていただいた町内外の会員11名が中心となり、4月29日から毎週土曜日をガイドの日と定めて、団体や個人の来訪者への解説を行っていく予定です。

五つ目は、各種事務事業の取組状況についてであります。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で行政報告を終わります。

◎報告第1号の上程、報告、質疑

○議長（大西 智君） 続きまして、日程第12、報告第1号専決処分の報告について、洞爺湖町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の1ページをお開きください。

報告第1号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記として、洞爺湖町税条例の一部を改正する条例でございます。

2ページになります。2ページは、専決処分書でございます。

令和5年3月31日付で専決処分をしております。

次に3ページになります。改正する条例でございます。

この改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に交付されたことに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、3月31日で専決処分により条例規定を改めた洞爺湖町税条例の一部を改正する条例について議会に報告するものでございます。

改正の内容でございますが、2点ほどございます。

1点目が、森林環境税に伴う個人住民税の改正。

2点目が、軽自動車の種別割のグリーン化特例等の見直しでございます。

それでは議案説明資料にて説明させていただきます。

議案説明資料の1ページでございます。洞爺湖町税条例の新旧対照表にて、ご説明いたします。

洞爺湖町税条例第34の9配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除でございます。第2項におきまして、森林環境税の導入により規定の整備を行うものでございます。

続きまして、36条の3の2個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書でございます。これについては1ページから2ページにまたがり記載されております。これにつきましては、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化によりまして、新たに第2号を追加し、以下、項ずれを改正するものでございます。

次に3ページになります。第38条個人の住民税の徴収の方法等でございます。森林環境税の導入に伴いまして、新たに第3項を追加するものでございます。

次に、第41条個人の町民税の納税通知書でございます。これにつきましては、森林環境税の導入に伴う改正でございます。

次に3ページから4ページにまたがりませんが、第44条給与所得に係る個人の町民税の特別徴収でございます。特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額並びに及び均等割額に森林環境税を含む旨の改正を行ったものでございます。

次に5ページから6ページにまたがりませんが、第46条給与所得に係る特別徴収税額の納入義務等でございます。これにつきましては施行規則様式の新設に伴う改正となっております。

続いて、47条になります。給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れでございます。特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合の普通徴収への繰入れについて、森林環境税の導入に伴い改正するものでございます。

6ページから7ページになりますが、47条の2公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収でございます。特別徴収の方法により、徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額にいわゆる森林環境税を含む規定を改正したものでございます。

7ページから8ページになりますが、47条の6年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れでございます。年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合の普通徴収への繰入れについて森林環境税の導入に伴いまして改正するものでございます。

次、8ページから9ページになります。第48条法人の町民税の申告納付、それから9ページから10ページになりますが、第50条の法人の町民税に係る不足税額の納付手続につきましては、施行規則の新設に伴う改正となっております。

次に10ページになります。10ページの第82条種別割の税率でございます。これにつきましては、ミニカー区分から3輪以上の特定小型原付を除外するものでございます。

11ページになります。第98条たばこ税の申告納付の手続、それから12ページの第101条たばこ税に関わる不足税額等の納付手続につきましては、施行規則様式の新設に伴う改正となっております。

それから12ページの附則第8条でございます。これにつきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございます。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税取得割の額の免除につきまして、令和9年度までの3年間、期限を延長するものでございます。

それから13ページになります。附則第10条読替規定でございます。これにつきましては、

地方税法附則第64条の削除に伴う改正となっております。

それから13ページから15ページにまたがりますが、第10条の2法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございます。これについては、附則第10条の3の改正に合わせて項ずれを改正したものでございます。

附則第10条の3新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者のすべき申告でございます。大規模な長寿命化の修繕が行われたマンションの区分所有者に対する税額の減額措置に対して、工事が終了した年の翌年度から税額を1年間3分の2減額することについて、この適用を受けようとするべき者の申告について定めております。

次、16ページになります。附則第15条の2軽自動車税の環境性能割の非課税でございます。これまで臨時的に軽減措置に係る規定の削除をするものでございます。また、これに合わせて、附則第15条の2の2軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特定を附則第15条の2に改め、第4項において不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足分を徴収する際に加算する割合を改正したものでございます。

17ページ、附則第15条の6軽自動車税の環境性能割の税率の特例でございます。これまで臨時的に軽減措置に係る規定を今回削除するものでございます。

それから17ページから20ページになりますが、附則第16条の軽自動車税の種別割の特例でございます。これにつきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、特例の期限を3年間としておりました。また25%軽減の対象についても2年間延長するものでございます。合わせて項ずれの改正を行ったものでございます。

20ページになります。附則第16条の2軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例でございます。第1項は附則第16条の改正に伴う規定の整備、第3項においては不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足分を徴収する際に加算する割合を改正したものでございます。

20ページから21ページに附則第17条の2優良住宅地の造成のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございます。優良住宅地等の造成等に伴うための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を3年間延長する改正でございます。

附則第25条新型コロナウイルス感染症に係る寄付金税額控除の特例でございます。新型コロナウイルス感染症特例法の削除に伴い、文言の削除を行うものでございます。

それでは議案書に戻ってもらいます。7ページをお開きください。

附則でございます。第1条の施行期日でございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございますが、次に掲げる規定につきましては各当該各号に定める日から施行するものでございます。

まず初めに、1号の軽自動車税種別割の税率の改正につきましては令和5年7月1日から施行するものでございます。

また、第2号は34条の9第2項から第47条の6項の改正規定並びに附則における軽自動車

の環境性能割の特例及び種別割の税率の特例につきましては、令和6年1月1日より施行するものでございます。

第3号の個人町民税に係る給与所得の扶養親族等申告につきましては、令和7年1月1日から施行するものでございます。

第2条町民税に関する経過措置につきましては改正後の個人町民税に関する部分は令和6年度以後の町民税から適用するものでございます。

第3条の軽自動車税に関する経過措置は令和6年度以降の年度割の軽自動車の種別割において適用し、第2項は令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例によるものとなります。

第3項及び第4項につきましては軽自動車税の環境性能割、種別割について施行日以前に取得されたものについては改正前の税率とすることとしたものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番小林議員。

○2番（小林真奈美君） お願いします。先ほど説明がありました洞爺湖町税条例の一部を改正する条例の専決処分の中で、森林環境税の導入による個人町民税に係る規定の改正の部分がありました。そのことについてお聞きしたいと思います。

最初に、この森林環境税及び森林環境譲与税、これに関する法律の成立というものは、国民譲与税として洞爺湖町に350万円譲与されると説明を受けています。それから、町民税は年間189万8,000円減収となる見込みで、森林環境譲与税として今年度の予算でいうと、350万円譲与されるという説明でしたけれども、この法律というものは2023年度末で期限が切れる復興特別住民税、それと復興特別個人住民税均等割の財源として上乗せ分1,000円ですよ。それを名前を変えて、今後もし続けるといったものになっているかと思っています。

説明の際には、町民の負担は5,000円ということで変わらないという説明だったのですが、いろいろと資料を調べてみたら、この森林環境税というものは一見、町民の生活に何も影響がないように見えますけれども、年間1,000円、これを今後もさらに町民が負担して、そのために森林の保全とかを保てるなら1,000円ぐらいはいいのかもしれないというような、そういう町民の方も考えられる方もいらっしゃると思いますけれども、そもそも森林環境税というものは国や温室効果ガス排出企業が引き受けるべき負担だと思うのです。これを国民、町民ですけれども、個人にそれを押しつけるものではないかと思っています。しかも、個人住民税の均等割というものは所得の多少にかかわらず均等割されるわけですから、所得が少ない人ほど負担感が大きくなるものではないかと考えます。問題は、そのさらに低所得者の方の負担の増大だけではなく、私有林の少ない都市部に多額の配分が行われている。それから、法人企業が一切負担しないという制度であるということで、温暖化対策、洞爺湖

町も力を入れている温暖化対策とも矛盾する問題点を抱えている制度であると考えています。

今、物価高騰で町民の暮らしは本当に世代関係なく厳しくなっている現状があると思いますが、子どもの貧困率でいえば全国でも7人に1人の子どもが貧困ラインを下回っている。さらに深刻なのは、ひとり親家庭の子どもたち、半数の子どもたちが貧困状態にある。洞爺湖町はどういう状態にあるのか、同じかまたはもしかしたら、それより低いかもしれないかと私考えているのですけれども、私のところにも、洞爺湖町民からは苦しくなる一方の生活を何とかしてほしいという声は多く実は届いていました。その中で、本来、国や温室効果ガス排出企業が引き受けるべき負担を今年度末で期限切れになる復興特別住民税、個人住民税の均等割の上乗せ分1,000円を今後もずっと町民から取り続けるということについては、洞爺湖町民の福祉の増進という地方自治の本旨からおいて、逆行するものではないかと考えます。

国が決めたことではありますが、洞爺湖町はぜひ、洞爺湖町民の福祉の増進のことを第一に考えて、町政を進めていただきたいと思うのですけれども、この森林環境税の導入による個人住民税の関係について、町長として、どういうお考えをお持ちか聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） まず、私のほうから今回の改正の概要について、今ひととおり説明ありましたけれども、確認のため答弁したいと思います。

今、町民税、住民税の均等割につきましては、年額5,000円ということで説明いただいたとおりです。これにつきましては、そのうち東日本大震災の復興財源確保のため、平成26年度から令和5年度までの間、1,000円を復興財源として現在徴収させていただいております。これが今回の改正によりまして、6年度からは森林環境税として1,000円を徴収していただくことになりました。町民の負担につきましては、均等割については5,000円で変わらないのですけれども、森林環境税については、国民や排出する企業に負担を求めるべきではないかというお話でございましたけれども、住民税の制度につきましては、今回国から示された内容について今回改正をしたところでございますので、理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） 私のほうから、森林環境譲与税の関係を回答したいと思います。

これまで、森林環境譲与税は議員おっしゃるとおり、令和5年で350万円ほどの交付を受ける予定となっております。これまでは国のほうが前倒しで交付をしておりまして、過去に洞爺湖町のほうに交付を受けました使途といたしましては各保育所の遊具ですとか子ども

等の啓蒙普及につながるようなものを整備させていただいております。

そのほか、町内にあります私有林の整備のほうにも活用させていただきまして、国の交付対象外の小さな面積ですとか、対象にならない森林の整備につなげてございます。

おっしゃるとおり、二酸化炭素吸収源の目的として、森林整備のほうに充てさせていただいております。また、道からの指導を受けまして、毎年使途につきましては公表するということになってございますので、貴重なご負担をこれからいただきますので、その使途について、明確に責任をもって使わせていただきたいと思いますと思ってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5 番今野議員。

○5 番（今野幸子君） 本当に今、2 番議員の言ったことも当然なのですが、この森林環境導入の町民税に係る規定改正、これは6 年度からのものですよね。この6 年度からの改正となっているものが、なぜ今この時期に専決処分として出されたのかということをやっとお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 今回、国から示されました改正内容につきましては、都道府県を通じて、全国の市町村のほうに配布されております。

森林環境税の1,000円の均等割の振替については、今回令和5年度の税制改正において規定されておりまして、実施時期は6年度以降なのですが、改正については5年度の税制改正においてするようにという指示の下、今回改正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号専決処分の報告についての報告を終わります。

◎報告第2号の上程、報告、質疑

○議長（大西 智君） 日程第13、報告第2号専決処分の報告について、洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

報告を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の9ページをお開き願いたいと思います。

報告第2号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のと

おり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記として、洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正をする条例でございます。

10ページになりますが、10ページにつきましては、専決処分書でございます。令和5年3月31日付で、専決処分をしております。

11ページが改正する条例でございます。この改正の趣旨は、令和5年3月31日付で地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分したので、洞爺湖町健康保険税条例の一部を改正する条例について議会へ報告するものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の議案説明資料の23ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表でございますが、この第23条国民健康保険税の減額でございます。これにつきましては、国民健康保険税の軽減判定基準の緩和によりまして、納税者の負担軽減を図るものとしたものでございます。内容につきましては23条の第1項2号にありますが5割軽減の判定基準額の加算額を28万5,000円から29万円に改め、第3号における2割軽減判定の基準所得の加算額を52万円から53万5,000円に改めるものでございます。

24ページの23条の2になりますが、これにつきましては、特例対象被保険者に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、引用する条文の変更に伴い規定を整備したものでございます。

第24条の2特例対象被保険者に係る申告でございますが、これにつきましては国民健康保険条例参考例第27条の3の規定に伴いまして、規定を整備したものでございます。

25ページからの附則でございますが、第10項公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例ならびに第11項第12項第14項第15項第16項第17項第20項及び第21項についてでございますが、引用する条文の変更に伴う規定の整備をしたものでございます。

議案書に戻っていただきたいと思います。議案書の11ページになります。

附則でございます。施行期日は令和5年4月1日からとなっております。適用区分ですが、改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号専決処分の報告についての報告を終わります。

◎報告第3号の上程、報告、質疑

○議長（大西 智君） 日程第14、報告第3号専決処分の報告について、令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算を議題といたします。

報告を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の12ページをお開き願いたいと思います。

報告第3号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

記として、令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第10号）でございます。

13ページは、専決処分書でございます。令和5年3月31日付で専決処分をしております。

14ページが補正予算でございます。

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第10号）でございます。

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算額の総額に、歳入歳出それぞれ5,692万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ81億1,776万2,000円とするものでございます。

事項別明細書にて詳細を説明したいと思います。

4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款町税5項1目入湯税でございます。現年課税分が974万6,000円を増額でございます。宿泊入湯客数の増加により実績額の確定により計上したものでございます。

続きまして、11款1項1目地方交付税、6,575万5,000円を増額で特別交付税の確定によるものでございます。

それから、18款1項寄附金1目一般寄附金、1,971万円の減額でございますが、ふるさと納税寄附金の確定により減額したものでございます。

次に2目観光費寄附金、113万6,000円を増額ですが、観光寄附金の確定により計上したものでございます。

3目は総務費寄付金、100万円の増額は、企業版ふるさと納税寄附金の確定によるものでございます。

19款1項1目繰入金、100万円の減額でございます。観光開発基金繰入金で企業版ふるさと納税の寄附金100万円を財源充当したため、当初財源として見込んでいた観光開発基金を繰戻したものでございます。

次に6ページ、7ページをお開きください。

3の歳出となります。2款総務費1項総務管理費3目公有財産管理費の基金管理事業、24節の積立金、90万円の減額でございます。その内訳でございますが、財政調整基金積立金

22万円の減額は基金運用利息の減によるものでございます。また、観光開発基金積立金、270万円の増額でございますが入湯税の増収による増でございます。

3点目の特定目的基金積立金、338万円の減額でございます。ふるさと納税寄附金の確定により、当初見込んでいた、みんなの基金積立金の額を減額するものでございます。

6の諸費でございますが、障害対策事業において、ふるさと納税寄附金の確定により、財源補正をするものでございます。

次に7款商工費2項観光費1目観光振興費、観光振興対策事業でございますが、寄附金の確定により財源補正するものでございます。

次に、10款教育費1項教育総務費2目事務局費の事務局管理事業でございますが、ふるさと納税寄附金の確定により、24節の育英資金の基金積立金で132万2,000円を減額するものでございます。

13款1項1目予備費でございます。591万9,000円の増額でございます。合計で1億2,397万6,000円とするものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大西 智君） 八反田副町長、最後、数字、予備費のほう、もう一度。

○副町長（八反田 稔君） すみません。もう一度言います。

予備費ですね、13款1項1目予備費でございます。5,914万9,000円の増額でございます、合計で1億2,397万6,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号専決処分の報告についての報告を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、選任

○議長（大西 智君） 日程第15、同意第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

下道町長。

○町長（下道英明君） 議案書17ページをお目通しいただきたいと思います。

同意第1号監査委員の選任についてでございます。下記の者を議会の議員の中から選任する監査委員に選任したいから地方自治法196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意第1号の監査委員の選任についてでございますが、この監査委員の選任については議会の議員の中から選任する監査委員でございます。

これらにつきましては、議会人事などの慣例もあることから、提案者といたしましては、議会の方にその選任方法をお任せしたいと考えておりますので、そのようにお取り計らいをいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

ただいま説明がありましたが、監査委員については、議会に一任したいということでありますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号監査委員の選任については、議会で選任することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

監査委員の選任方法については、先例により正副議長及び各常任委員長による選考委員で選考させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議選の監査委員の選任については、選考委員で選考することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午後 2時48分）

○議長（大西 智君） それでは再開をいたします。休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後 2時53分）

○議長（大西 智君） ただいま選考委員において選考いたしました結果、監査委員については、越前谷議員を選出することになりました。

越前谷議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場をお願いいたします。

（越前谷議員 退場）

○議長（大西 智君） それでは、お諮りいたします。

同意第1号監査委員の選任については、越前谷議員を選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号監査委員の選任については、越前谷議員を選任することに決定いたしました。

（越前谷議員 戻席）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第16、議案第1号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書18ページになります。

議案第1号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）でございます。

議案第1号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,987万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ77億2,887万8,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書にて説明させていただきます。

事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございますが、この回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業のワクチン接種に係る費用とそれから低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業の2点の補正予算となっております。

まず初めに、15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金2節の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金でございます。693万5,000円の増額でございます。これは、コロナワクチン接種の個別接種に係る負担金でございます。

2項の国庫補助金2目民生費国庫補助金5節低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金補助金、580万6,000円の増額でございます。事務費で35万6,000円、それから事業費で545万円となっております。これにつきましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得者の子育て世帯に対しまして、特別給付金を支給することにより生活の支援を行うものでございます。対象といたしましては、ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯を対象としております。ひとり親世帯につきましては、北海道が実施団体のため今回除外したものでございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で713万7,000円の増額でございます。これはワクチン接種の集団接種に係る補助金となっております。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳出になります。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、新型コロナウイルス感染症対策事業で1,375万6,000円の増額でございます。

1節報酬、会計年度任用職員71万4,000円でございますが、これにつきましては、事務補助員に係る経費を計上したものでございます。3節職員手当、39万9,000円につきましては会計年度任用職員の時間外手当37万円、それから期末手当2万9,000円を計上しております。

4 節の29万1,000円でございますが、これは会計年度任用職員の共済組合負担金10万円、福祉協会負担金1,000円、社会保険料等19万円計上したものでございます。

7 節の報償金でございます。報償金134万1,000円を計上しておりますが、内訳として、ここに記載はございませんが、一つは予防接種健康保険被害調査委員会で経費として4万5,000円、それからワクチン接種補助金に係る経費として9万6,000円、医療機関支援に係る経費として120万円を合わせて134万1,000円を計上したものでございます。

それから8 節旅費でございますが、費用弁償1万円は会計年度任用職員の交通費でございます。

それから10 節の需用費、51万9,000円でございますが消耗品41万9,000円は感染防止対策に係る消耗品、医薬材料費はワクチンの薬剤費で10万円でございます。

11 節の役務費64万6,000円は通信費39万8,000円でございますが、これは郵便料と専用ダイヤル回線料でございます。それから15万円につきましては国保連合会に対する事務手数料でございます。保険料9万8,000円につきましては、医師、看護師、薬剤師の保険料でございます。

12 節委託料858万6,000円でございますが、内訳としてワクチン輸送業務料で33万円、新型ワクチン接種委託料として集団接種の委託料として110万円、それから予防接種、個別接種の委託料として685万6,000円となっております。それからシステム改修委託料でございますが30万円でございます。これは電算システムの改修費でございます。

13 節の使用料及び賃借料105万円でございますが、これは自動車借上料でバス、タクシー等の車両の借り上げを計上したものでございます。

17 節備品購入費20万円につきましては、書類保管用のスライド書庫購入の計上となっております。

次に、13 款 1 項 1 目予備費でございますが、これは31万6,000円を増額しております。

それから、14 款 1 項新型コロナウイルス感染症対策費 1 目生活支援対策費でございますが、これは低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として580万6,000円を増額してございます。

内訳でございますが、3 節の職員手当13万1,000円、これにつきましては時間外手当が11万9,000円と管理職員特別勤務手当1万2,000円を計上しております。

10 番の需用費、消耗品費2万3,000円についてはコピー代金料費を計上してございます。

また11 節の役務費5万2,000円につきましては、1万4,000円は郵便料でございます。また、3万8,000円の手数料は振込手数料でございます。

18 節の負担金補助及び交付金560万円でございます。これにつきましては、西いぶり広域連合負担金15万円でございますが、これは給付金システム改修費用の計上でございます。それから低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として545万円を計上したものでございます。これにつきましては、食費等の物価高騰における低所得者の子育て世帯に対する支援のため、児童1人当たり一律5万円、今の計算では109名を見込んで545万

円を計上しているところでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から6月の定例日の前日までは、休会となっていますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時07分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

臨 時 議 長

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員